

Chapter ① 国家公務員の仕事

1 総合職(人間科学) 試験制度はp6,18 ▶

総合職は、主として政策の企画立案等の高度な知識、技術又は経験を必要とする業務に従事することになります。総合職としての心理職・福祉職の進路を選ぶ場合には、総合職試験を人間科学の区分で受験することが必要です。専門試験では広く心理学、教育学、福祉、社会学などが問われます。試験では共通の必須問題もありますが、多肢選択式問題では、心理系問題(選択A)と教育・福祉・社会学の問題(選択B)いずれかを選択解答します。合格後の採用先としては、法務省、厚生労働省、文部科学省、警察庁などが挙げられます。

主な採用先

厚生労働省

厚生労働省に採用されると、主に厚生労働省職業安定局に配属されることになります。厚生労働省職業安定局では、雇用の創出・安定を図り、雇用不安を払拭するための雇用政策の推進を行っています。総合職(人間科学)として採用された場合、雇用対策をはじめ、職業の能力開発や総合的な労働対策などを担当し、職業安定行政、職業能力開発行政の各分野で活躍することが想定されています。

試験：国家公務員採用 総合職試験

法務省

法務省は日常生活における基本的なルールを定めると共に、国民が安心して暮らせる安全な社会を実現することを使命としています。安心安全な社会作りのために、人間科学区分の採用の職員は、罪や非行を犯した人を更生へ導き、円滑な社会復帰を援助する業務を行っています。

警察庁

科学警察研究所は、科学捜査についての研究・実験及びこれらに応用する鑑定・検査、犯罪の防止及び少年非行防止についての研究・実験並びに交通事故の防止その他交通警察についての研究・実験を行っています。これらの業務対象は広汎にわたるため、生物学、医学、化学、薬学、物理学、農学、工学、社会学、教育学、心理学等の専門的知識・技術を有する研究職員が、それぞれの専門に応じた部門に配置され活動しています。このうち、犯罪行動科学部は、心理学、社会学、精神医学などの行動科学の視点から犯罪者の行動や犯罪現象を究明するための研究及び実験を行っています。主な研究領域は、少年非行の要因や非行防止対策に関する研究、犯罪の防止対策の立案や評価に関する研究及び犯罪の捜査や犯罪者の心理に関する研究です。

2 法務省専門職員(人間科学)

法務省では専門職試験(法務省専門職員[人間科学]採用試験)を通じて、専門職として、法務教官・保護観察官・矯正心理専門職を採用しています。

矯正心理専門職

試験制度はp19 ▶

心理学の専門的な知識・技術等をいかし、非行を犯した少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次のような職務に従事します。

1 少年鑑別所に勤務した場合

家庭裁判所から送致された少年について、面接や心理検査等を通じて、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇の方針を明らかにするという資質鑑別に従事します。また、一般の方々(保護者や学校関係者等)からの非行や不良交友、しつけの問題等に関する相談にも応じます。

2 刑事施設、少年院に勤務した場合

刑事施設では受刑者の改善更生を図るため面接や心理検査を通じて、犯罪に至った原因や今後の処遇の内容等を設定するほか改善指導の実施等の業務に従事します。少年院では、個々の少年に関する矯正教育の計画の策定、各種プログラムの実施や処遇効果の検証等の業務に従事します。

試験：法務省専門職員(人間科学)採用試験

保護観察官

試験制度はp6 ▶

保護観察官は、犯罪をした人や非行のある少年が社会の中で自立できるよう、彼らを取り巻く地域の力を活かしながら、その再犯・再非行の防止と社会復帰のための指導や援助を行う「社会内処遇」の専門家です。保護観察官は地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事します。

法務教官

試験制度はp6 ▶

専門的な知識・技術と懇切で誠意のある態度をもって、少年院・少年鑑別所に収容されている少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次の職務に従事します。

1 少年院に勤務した場合

少年院に収容されている少年に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な生活態度等を習得させるため、生活指導、職業補導、教科教育その他の矯正教育に従事します。

2 少年鑑別所に勤務した場合

主に、家庭裁判所から送致された少年について、身柄を保護し、その資質の鑑別に役立てるため、面接や行動観察等を実施するほか、相談助言の業務等に従事します。

3 刑事施設に勤務した場合

受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るための改善指導及び教科指導に関する業務などに従事します。

3 裁判所職員

裁判所の組織は、大別すると裁判部門と司法部門に分けられます。このうち、裁判所職員総合職試験(家庭裁判所調査官補)を経て就くことになります。家庭裁判所調査官(補)は、裁判部門に属し、裁判所書記官、裁判所事務官等と一緒に裁判を支える職種として業務に従事します。

家庭裁判所調査官

試験制度はp28 ▶

家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行を犯した少年について処分を決定します。いずれも法的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、このような観点から、例えば、離婚、親権者の指定・変更等の紛争当事者や事件送致された少年及びその保護者を調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等を調査します。家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。

試験：裁判所職員採用試験 総合職試験(家庭裁判所調査官補)